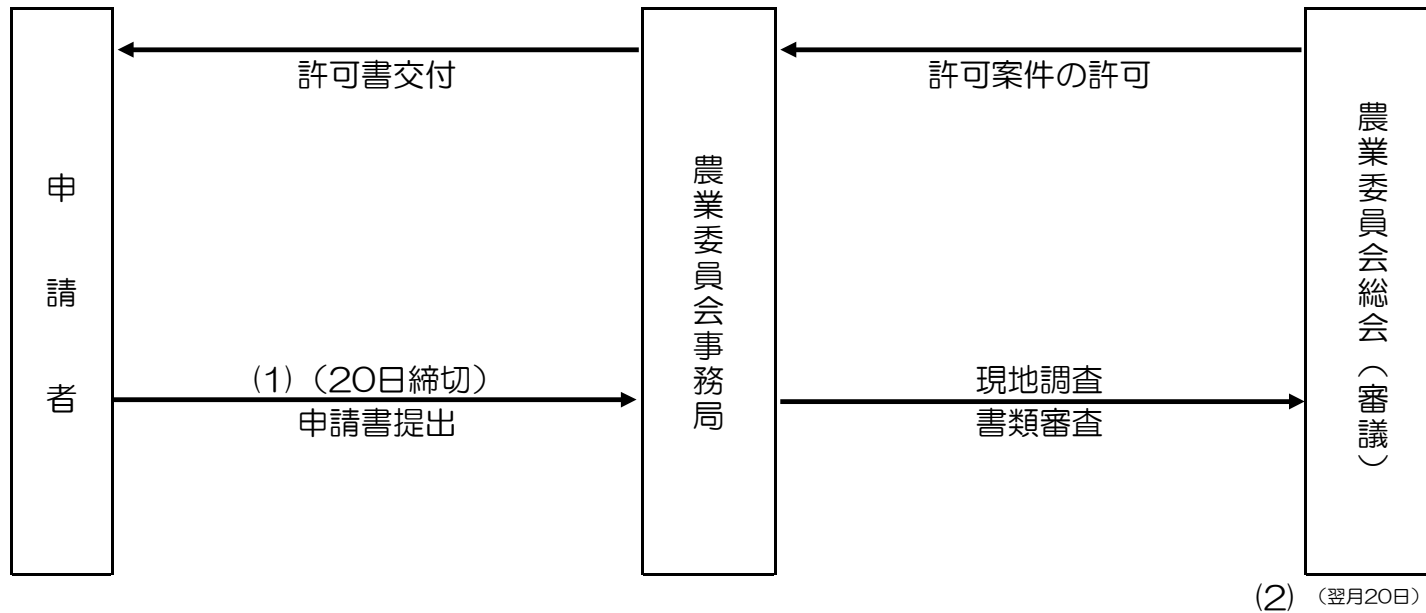


申請から許可まで（農地法第3条）



- (1) 許可申請は、毎月20日(閉庁日(土日・祝日等)および祝日の場合は直前の閉庁日)に締め切り、農業委員会に諮ります。
- (2) 農業委員会総会は原則として毎月20日(閉庁日(土日・祝日等)の場合は翌閉庁日)に開催します。